

開放施設使用許可申請書

令和5年6月1日

栃木県畜産酪農研究センター所長 様

申請者 氏名(団体名) 栃木県●●研究会
(代表者名) 栃木 ▲▲
住所 栃木県那須塩原市■
電話番号 0287-00-0000

※申請者が団体にあつては、氏名欄に団体名と代表者名を記載すること

次の開放施設を使用したいので、栃木県畜産酪農研究センター畜産物評価加工棟開放実施要領第5条の規定により申請します。

開放施設 (含機械)	使用希望 (○)	使用日時	使用料		
			単価(円)	日または時間	計(円)
チーズ製造室	○	令和5年7月1日 9時から 令和5年7月1日 15時まで	3,210円/日 1,600円/半日	半日	1,600円
熟成室		年 月 日 時から 年 月 日 時まで	140円/日		
包装保管室	○	令和5年7月1日 15時から 令和5年7月1日 16時まで	190円/時間	1時間	190円
食肉加工室		年 月 日 時から 年 月 日 時まで	3,480円/日 1,740円/半日		
燻煙乾燥室		年 月 日 時から 年 月 日 時まで	410円/時間		
包装室		年 月 日 時から 年 月 日 時まで	200円/時間		
準備室		年 月 日 時から	オープン使用有		
		年 月 日 時まで	690円/時間		
		年 月 日 時から	オープン使用無		
		年 月 日 時まで	370円/時間		
官能評価室		年 月 日 時から 年 月 日 時まで	370円/時間		
合計	—	—	—	—	

使用目的	1 共同研究、2 学校教育、③ 6次産業化(商品開発等)、 4 その他(いずれかに○を付ける。「4 その他」は括弧内に目的を明記。)
使用内容	※具体的に記載。 研究会員が生産した生乳を用いて、2種類の異なる乳酸菌を使った モッツァレラチーズを試作する。
備考	(1) 使用料の半日とは、使用時間が4時間を超えない使用をいう。 (2) 栃木県畜産酪農研究センター畜産物評価加工棟開放実施要綱第4条第2項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、使用料免除申請を添付して申請すること。